## 申請書等の手続案内

	○自動車保管場所届出書
使用する様式	【第12号様式】
使用 9 分 採 八	○保管場所標章交付申請書
	【第2号様式,第2号の2様式】
根拠となる条文	自動車の保管場所の確保等に関する法律第5条
	平成12年6月1日時点における鹿児島市の地域
	※ 下記地域は適用対象外地域のため,申請の必要はありません。
·ж п п. 14.	「 鹿児島市 旧鹿児島郡 吉田町、桜島町
適 用 地 域	旧指宿郡 喜入町
	旧日置郡 松元町,郡山町
	鹿児島市以外の地域
   受 付 期 間 等	受付期間:月曜日から金曜日(祝日,年末年始を除く。)
受付期間等	受付時間: 8時30分から16時30分まで
	保管場所を設けようとする場所を管轄する警察署の交通課に確認
	の上提出してください。
受 付 窓 口	※ 警察署の管轄については,「警察署の管轄について」をご参考
	ください。
	1 保管場所の所在図・配置図 【第3号様式】
	2 保管場所使用権原書面
	(1) 自分の土地(建物)を保管場所として使用する場合
添 付 書 類	保管場所使用権原疎明書面(自認書)【第4号様式】
	(2) 他人の土地(建物)を保管場所として使用する場合
	(下記ア〜ウのいずれか1通で可。)
	ア 駐車場賃貸契約書の写し
	イ 駐車料金の領収書等他人から借りていることを疎明
	する書面
	ウ 保管場所使用承諾証明書 【第5号様式】
	(3) 他人と共有している土地(建物)を保管場所として
	使用する場合
	共有者全員の保管場所使用承諾証明書 【第5号様式】
	※ 審査時,必要があれば疎明資料の提出を求める場合があります。
	※ 代理人が申請する場合は、申請に関して代理権を確認できる書
	類(委任状等)の提出が必要です。ただし、行政書士以外の者は
	報酬を得て、業とすることはできません。
申 請 手 数 料	保管場所標章交付手数料 550円
(鹿児島県収入証紙)	※ 証紙は警察署等敷地内にある交通安全協会で購入できます。
	○ 届出書等に届出者の押印は不要です。
	〇 提出書類の記載方法は、「記載例」及び「チェック表」の項目
備考	を参考としてください。
	○ 本県警察が作成した様式以外の様式(他都道府県警察が作成し
	た様式等)であっても、自動車の保管場所の確保等に関する法律
(注意事項等)	及び同施行規則に定められた様式に記入すべき事項が全て記入さ
	れているなど、同規則に定められた様式と認められるものであれ
	ば、届出に使用することができます。
	○ 申請には、手数料金額の県収入証紙が必要となります。証紙販
	売時間については、申請先の警察署等へお尋ねください。
BB 3 . A 3	鹿児島県警察本部交通部交通規制課企画許可係
問い合わせ先	電話番号 099-206-0110 (内線5172·5173·5178)
į	一世 川 田 グ